

第48回

定時株主総会招集ご通知

開催情報

開催日時



2019年6月26日(水曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

開催場所



大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号
ENDO堺筋ビル 2階 会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し
退職慰労金贈呈の件

議決権行使について

株主総会にご出席願えない場合は、下記の行使期限までに到着するよう同封の議決権行使書のご返送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限:2019年6月25日(火曜日)午後5時30分

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を2019年6月26日(水曜日)に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

2019年6月



代表取締役社長

遠藤 邦彦

目次

第48回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

〔株主総会参考書類〕

■ 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件	2
第2号議案 監査役3名選任の件	3
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	6
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	7

〔添付書類〕

■ 事業報告

I 企業集団の現況に関する事項	9
II 会社の株式に関する事項	17
III 会社の新株予約権等に関する事項	17
IV 会社役員に関する事項	18

V 会計監査人に関する事項	21
---------------	----

VI 会社の体制及び方針	22
--------------	----

■ 連結計算書類

連結貸借対照表	26
連結損益計算書	27

■ 計算書類

貸借対照表	28
損益計算書	29

■ 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	30
会計監査人の監査報告書 謄本	31
監査役会の監査報告書 謄本	32

証券コード 6932
2019年6月4日

株 主 各 位

大阪府大阪市中央区本町一丁目6番19号

株式会社 遠藤照明

代表取締役社長 遠藤 邦彦

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号
ENDO堺筋ビル 2階 会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第48期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第48期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めに従い、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、連結計算書類及び計算書類として、本招集ご通知の添付書類のほか、当社ホームページに掲載しております連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表も監査しております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ

<https://www.endo-lighting.co.jp/>

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績、企業基盤の強化並びに将来の事業展開のための内部留保や今後の収益見通しなどを総合的に勘案し、1株につき15円といたしたく存じます。

これにより、年間配当金は、中間配当金（1株につき15円）と合わせまして、1株につき30円となります。

- 1 配当財産の種類
金銭
- 2 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金15円
配当総額 221,643,390円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日

第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（4名）が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。監査役の員数は1名減員となりますが、当社の企業規模や役員体制等を勘案して、コーポレート・ガバナンスの実効性を引き続き確保できると判断しております。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1

ふじ た かず お
藤 田 和 男

（1949年8月1日生）

独立役員

社外監査役

再任

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1973年 4 月 東洋ゴム工業株式会社（現 TOYO TIRE株式会社）
入社

2002年 4 月 同社コーポレートスタッフセンター財務・経理グループゼネラルマネージャー

2005年 4 月 同社財務センター長兼経理グループ長

2007年 4 月 同社財務センター長兼資金グループ長

2007年 6 月 同社常勤監査役

2011年 6 月 当社常勤監査役

現在に至る

（重要な兼職の状況）

重要な兼職はありません。

所有する当社株式の数

1,000 株

取締役会出席回数

17 / 17 回

監査役会出席回数

13 / 13 回

社外監査役候補者とした理由

藤田和男氏は、ゴム製品製造会社において長年にわたる経理業務の経験を有しており、その後、同社の常勤監査役を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、2011年6月に当社常勤監査役に就任し、独立かつ中立の立場からその職責を果たしており、その専門的見地と経験を踏まえ、引き続き客観的な視点から当社の経営全般を監査する職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者としております。

（注） 1. 藤田和男氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 藤田和男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として指定し、届け出る予定であります。

3. 藤田和男氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

4. 当社は、藤田和男氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項による損害賠償責任について責任限定契約を締結しており、責任限定契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年 4 月 大阪弁護士会登録
 1993年 4 月 久保井法律事務所入所
 1997年 6 月 同所退所
 1997年 6 月 村井法律事務所開設（現任）
 2007年 6 月 ケイエス冷凍食品株式会社監査役
 2007年 6 月 大阪府信用農業協同組合連合会員外監事（現任）
 2015年 6 月 当社監査役
 現在に至る

（重要な兼職の状況）

村井法律事務所 弁護士

所有する当社株式の数
0 株

取締役会出席回数
15 / 17 回

監査役会出席回数
13 / 13 回

社外監査役候補者とした理由

村井潤氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、食品会社及び金融機関において社外監査役及び員外監事としての経験も有しております。また、2015年6月に当社監査役に就任し、独立かつ中立の立場からその職責を果たしており、その専門的見地と経験から、引き続き法務面を中心とした監査の職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者としております。

- （注）
1. 村井潤氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 村井法律事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 村井潤氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として指定し、届け出る予定であります。
 4. 村井潤氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 当社は、村井潤氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項による損害賠償責任について責任限定契約を締結しており、責任限定契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

3

こう ざき やす お
神 崎 泰 郎

(1956年8月22日生)

独立役員

社外監査役

新任

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年4月 住友金属工業株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社
 1999年6月 株式会社イオン工学研究所出向 管理部長
 2004年4月 同社転籍
 2006年6月 株式会社クリーンベンチャー21入社
 2009年6月 同社取締役総務部長
 2014年6月 同社常務取締役総務部長兼お客様サービスセンター長
 2016年4月 三笠産業株式会社入社
 2016年6月 同社管理本部長兼経理部長
 2018年1月 同社管理本部長兼人事総務部長
 2019年3月 同社退職
 2019年5月 ペリオセラピア株式会社入社 経営企画部長
 現在に至る

所有する当社株式の数
0 株

取締役会出席回数
－ / － 回

監査役会出席回数
－ / － 回

(重要な兼職の状況)

重要な兼職はありません。

社外監査役候補者とした理由

神崎泰郎氏は、鉄鋼会社において事業企画部門を中心に従事し、その後も総務、経理等の管理部門の責任者を担う等、多様な経験を有しております。これらの経験から得た知見を基に、独立かつ中立の立場から経営全般の監査の職責を適切に遂行できると判断し、監査役候補者としております。

- (注) 1. 神崎泰郎氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 神崎泰郎氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。
 3. 神崎泰郎氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項による損害賠償責任について責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

さか た ひで たか
坂 田 秀 隆 (1959年11月29日生)

独立役員

補欠社外監査役

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 坂田秀治会計事務所入所
1984年 9 月 同所退所
1984年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）
入所
1988年 3 月 公認会計士登録
1997年 6 月 監査法人トーマツ事業開発部（現 デロイトトーマツフ
ァイナンシャルアドバイザリー合同会社）異動 シニア
マネジャー
2000年 6 月 同社パートナー就任
2019年 1 月 同社退職
2019年 1 月 株式会社MAG I C代表取締役就任
現在に至る

所有する当社株式の数
0 株

取締役会出席回数
－ / － 回

監査役会出席回数
－ / － 回

（重要な兼職の状況）
株式会社MAG I C代表取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

坂田秀隆氏は、公認会計士として、企業会計に精通しており、高度な専門知識及び幅広い見識により培われた経験を有していることから、当社の監査の職務遂行に適任であると判断し、補欠の監査役候補者としております。

- （注） 1. 坂田秀隆氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 株式会社MAG I Cと当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 坂田秀隆氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、監査役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4. 坂田秀隆氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項による損害賠償責任について責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により退任される監査役森田盛人、高崎秀夫の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社内規の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は、森田盛人氏については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。また、取締役、監査役を歴任されました高崎秀夫氏については取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
もりた もりと 森 田 盛 人	2017年6月 当社常勤監査役 2018年6月 当社監査役 現在に至る
たかさき ひでお 高 崎 秀 夫	1972年8月 当社常勤監査役 1979年2月 当社常務取締役 1995年6月 当社常勤監査役 1996年6月 当社取締役 1999年6月 当社常勤監査役 2017年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

売上高	397億57百万円 (前期比 0.9%減)	↓	営業利益	27億58百万円 (前期比 9.2%増)	↑
経常利益	32億29百万円 (前期比 17.0%増)	↑	親会社株主に帰属する 当期純利益	23億49百万円 (前期比 77.1%増)	↑

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の穏やかな回復を背景に、企業収益の拡大、雇用・所得環境の改善が進み、景気は引き続き緩やかな回復基調で推移いたしました。海外においては、米国経済は、減税の実施、雇用の改善、堅調な企業収益などを背景に、景気の拡大基調が続いております。欧州経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移したことにより、プラスの経済成長が持続しました。しかしながら、米中貿易摩擦が長期化する懸念が強いこと、Brexitの最終的な枠組みが依然不確定であること、中国経済の拡大ペースが想定以上にスローダウンする可能性があることなど、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、高付加価値空間創造企業として、高い省エネ性能に加え、顧客価値を創造する光の質を高めた新製品の開発、製造および販売に注力して参りました。その結果、国内では商業施設への納入が堅調に推移しましたが、大口の設備投資案件における競争の激化もあり国内売上は伸び悩みました。しかしながら、海外において欧州事業の売上が順調に推移したことにより、当連結会計年度における売上高は、397億57百万円（前連結会計年度比0.9%の減収）となりました。

製品開発プロセスの改善、科学的管理手法による品質の改善、販売費及び一般管理費の削減を中心とした経営体質強化に取り組んだ結果、営業利益は27億58百万円（前連結会計年度比9.2%の増益）となりました。営業外収益において、主に為替先物予約契約の実行に伴う為替差益が発生したことにより、経常利益は32億29百万円（前連結会計年度比17.0%の増益）となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は23億49百万円（前連結会計年度比77.1%の増益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(1) 照明器具関連事業

当セグメントにおきましては、業務用LED照明器具分野で業界トップクラスの品揃えを実現し、日本全国各都市のショールームを活用し積極的な販売活動を展開することで、業務用LED照明器具分野における高いブランドイメージの確立に努めました。高機能な新製品に対する顧客の評価は高く、商業施設やオフィス等の大型施設向けの販売だけでなく、既存照明器具の取り換え需要に対しても積極的に販売活動を推進しました。国内市場においては、「LEDZ Pro. vol. 2」およびインテリア家具事業とコラボレーションした新カタログ「ABITAGE」の発刊に伴い市場投入した新製品の売上貢献が、当連結会計年度に本格化しました。海外市場においては、欧州市場を中心に売上は順調に推移しました。アジア市場においては、アジア向け専用カタログ「sync」を発刊し、現地企業に対し積極的な販売活動を行いました。

この結果、売上高は331億84百万円（前連結会計年度比6.4%の減収）（セグメント間取引含む。以下同じ。）となり、セグメント利益（営業利益。以下同じ。）は29億55百万円（前連結会計年度比7.1%の減益）となりました。

(2) 環境関連事業

当セグメントにおきましては、競合他社との競争が一段と激化する厳しい市場環境の中、消費電力削減だけでなく快適な空間づくりについての総合的な提案活動を強化し、食品スーパーを始めとする流通店舗を中心に販売活動を展開しました。当社グループの提供する、高効率LED照明器具の消費電力削減効果や商品やサービスにあわせた空間づくりが可能な制御機器が、高い評価を得て、レンタル契約実績、機器販売高は堅調に推移しました。

この結果、売上高は81億58百万円（前連結会計年度比1.9%の減収）、セグメント利益は6億31百万円（前連結会計年度比3.6%の増益）となりました。

(3) インテリア家具事業

当セグメントにおきましては、業務用家具に特化したカタログを建築士やインテリアデザイナー等に配布し積極的な販売促進活動を展開するだけでなく、照明器具関連事業とコラボレーションした新カタログを発刊し、従来の家具だけでなく照明器具も合わせた販売促進活動を強化し、ショールームや東京オリンピックに向けて需要が拡大するホテルなどの受注獲得に注力しました。更なるコストダウン、徹底的な物流合理化を推進することで採算性の向上を図っております。

この結果、売上高は23億72百万円（前連結会計年度比117.7%の増収）となり、セグメント利益は1億40百万円（前連結会計年度は84百万円のセグメント損失）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は26億96百万円で、主なものは、新製品に係る金型及びイーシームズ株式会社におけるレンタル資産及びリース資産の取得であります。

3. 資金調達の状況

特筆すべきものはありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、顧客のニーズや期待に応えるために顧客密着型経営を推進し、会社価値と経営品質の向上を経営目標として掲げております。

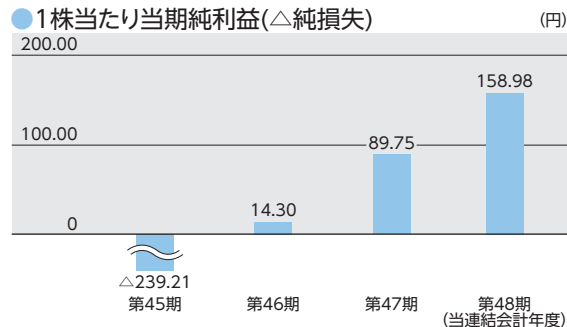
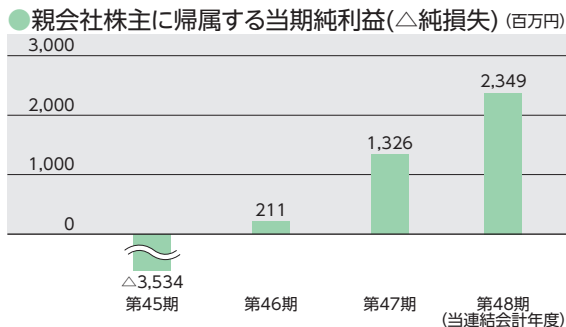
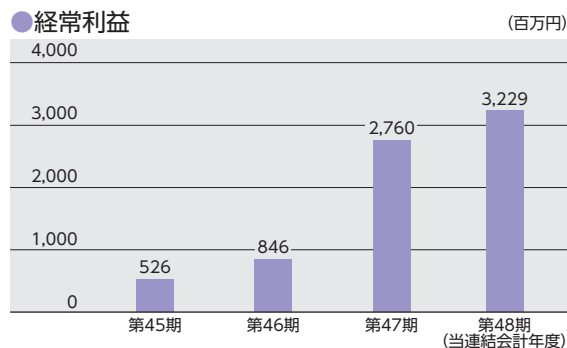
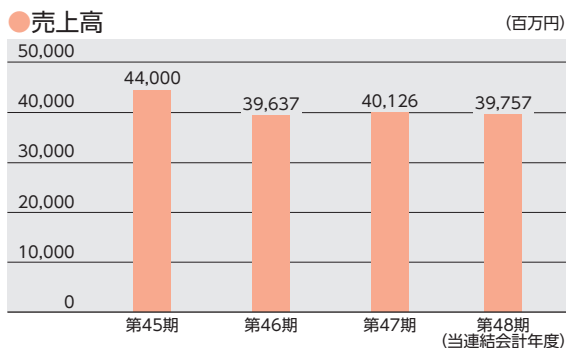
今後、市場競争の更なる激化が予測される環境の下、競争力と組織力の強化を図り、安定した経営体制を構築するために、次の項目に重点を置いて事業経営を推進して参ります。

- ① 商業施設向け照明器具市場で培った製品開発力と事業ノウハウを活かし、業務用照明分野市場において、省エネルギー及び環境保護を重視した高効率LED照明器具のトップメーカーとしての確固たるブランドの確立を図ります。今後は、独自性の有るLED応用製品の開発並びに販売強化を強力に推進して参ります。
- ② 国内の製造拠点である佐野工場、海外生産子会社であるENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd.及び昆山恩都照明有限公司の3製造拠点において、更なる生産性の向上とコストダウンを実現し世界的なLED照明器具の供給体制の整備を進めます。
- ③ 様々な施設における顧客要望に対し、照明とその関連商材・サービスを通したソリューションの提案力の強化を行い、施主・設計事務所・ゼネコン・サブコン等からの信頼向上に努めて参ります。
- ④ 欧州・広域アジアへの経営資源の集中により、各地域にフィットした製品・サービスの供給を進め、海外事業を国内事業と並ぶ中核事業に育成して参ります。
- ⑤ 事業の継続的な成長・発展を実現するために、産学協同開発の推進や外部企業とのコラボレーションによる技術開発や共同研究に注力して参ります。
- ⑥ 連結子会社のイーシームズ株式会社が実施している環境関連事業に関しては、レンタルスキームを活用したソリューション提案に注力するとともに、組織体制の強化と新規商材・サービスを含めたビジネスモデルの開発により、長期的な事業発展につなげて参ります。
- ⑦ インテリア家具・用品については、照明事業のチャンネルを活用した販売促進活動や特注家具の販売強化等を推し進めるとともに、東京オリンピックやインバウンド需要の増大に伴い拡大するホテル向け需要の取り込みのほか、新規分野への展開も積極的に行って参ります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第45期 2016年3月期	第46期 2017年3月期	第47期 2018年3月期	第48期(当連結会計年度) 2019年3月期
売上高 (百万円)	44,000	39,637	40,126	39,757
経常利益 (百万円)	526	846	2,760	3,229
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失) (百万円)	△3,534	211	1,326	2,349
1株当たり当期 純利益(△純損失) (円)	△239.21	14.30	89.75	158.98
総資産 (百万円)	58,136	53,214	52,424	50,728
純資産 (百万円)	20,585	18,659	20,248	20,967

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を第48期より適用しており、第47期については遡及処理後の値を記載しております。



6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ENDO Lighting (THAILAND) Public Co.,Ltd.	160,000 千バーツ	99.8 %	照明器具の製造・販売
昆山恩都照明有限公司	19,100 千USドル	100.0 %	照明器具の製造・販売
イーシームズ株式会社	100,000 千円	100.0 %	省エネ照明器具及び制御機器のレンタル及び販売
Ansell Electrical Products Limited	50 千ポンド	100.0 %	照明器具の製造・販売
Ansell (Sales & Distribution) Limited	0 千ポンド	100.0 %	照明器具の製造・販売

(注) 前事業年度において重要な子会社でありましたIcon International Inc.は清算したため、重要な子会社から除外しております。

7. 主要な事業内容

当社グループは主に業務用照明器具の製造販売を行っております。
その品目別の主要製品は、次のとおりであります。

照明器具関連事業

品目別	主要製品
業務用照明器具	ダウンライト、スポットライト、シーリングライト、シャンデリア、ペンダント、ブラケット、直管形LEDランプ等
照明制御システム	Smart LEDZ（照明空間マネジメントシステム）



グレアレスダウンライト



スポットライト



スクエアベースライト



高天井用シーリングライト



Smart LEDZ(照明空間マネジメントシステム)

環境関連事業

品目別	主要製品
省エネ照明器具・制御機器	直管形LEDランプ、ECOライナー等



インテリア家具事業

品目別	主要製品
業務用家具、インテリア用品	チェア、テーブル、ソファ等



8. 主要な営業所及び工場等

		拠 点 : 所 在 地
当 社	本 社	大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号
	主 要 な 事 業 所	東京（東京都）、大阪（大阪府）
	営 業 所	札幌（北海道）、仙台（宮城県）、宇都宮（栃木県）、埼玉（埼玉県）、新潟（新潟県）、横浜（神奈川県）、静岡（静岡県）、名古屋（愛知県）、金沢（石川県）、京都（京都府）、岡山（岡山県）、高松（香川県）、広島（広島県）、福岡（福岡県）、熊本（熊本県）、沖縄（沖縄県）
	研 究 所	テクニカルセンター（大阪府）
	物 流	佐野（栃木県）、水口（滋賀県）、大川（福岡県）
	工 場	佐野（栃木県）
子 会 社	営 業 所	・イーシームズ株式会社（大阪府） 北海道（北海道）、東北（宮城県）、北関東（東京都）、南関東（東京都）、中部（愛知県）、近畿（大阪府）、中四国（広島県）、九州（福岡県） ・ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd. (タイ) バンコク（タイ）、フィリピン支店（フィリピン） ・恩藤照明設備（北京）有限公司（中国） ・ENDO LIGHTING ACCESSORIES (INDIA) PRIVATE LTD. (インド) ・ENDO Lighting SE Asia Pte.Ltd. (シンガポール) マレーシア駐在員事務所（マレーシア） ・ENDO LIGHTING VIETNAM COMPANY LIMITED (ベトナム) ・Ansell Electrical Products Limited (英国) Ansell Electrical Products Spain SL (スペイン) ・Ansell (Sales & Distribution) Limited (英国)
	工 場	・ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd. (タイ) ・昆山恩都照明有限公司（中国）



本社（ENDO堺筋ビル）



大阪事業所（ENDO本町ビル）



佐野工場



中国工場



タイ工場

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	当連結会計年度末従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
照明器具関連事業	1,283（70）	67減（8減）
環境関連事業	60（7）	3減（4増）
インテリア家具事業	30（2）	2減（2減）
全社（共通）	51（7）	3増（2増）
合計	1,424（86）	69減（4減）

- (注) 1. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
2. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
523（66）名	21名減（7名減）	40.6歳	12.1年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員数であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
3. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

10. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	4,403 百万円
株式会社三井住友銀行	2,858
株式会社みずほ銀行	1,829
株式会社りそな銀行	1,781
株式会社関西アーバン銀行	1,277
株式会社池田泉州銀行	1,132
株式会社西日本シティ銀行	1,111

- (注) 株式会社関西アーバン銀行は2019年4月1日より、株式会社近畿大阪銀行と合併し、株式会社関西みらい銀行へ社名変更しております。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,800,000株
 (2) 発行済株式総数 14,776,321株（自己株式95株を含む）
 (3) 当事業年度末の株主数 5,814名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
株 式 会 社 ア ー バ ン	4,059 千株	27.47 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	498	3.37
遠 藤 良 三	418	2.83
遠 藤 正 子	379	2.56
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	364	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	318	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	292	1.97
遠 藤 照 明 従 業 員 持 株 会	254	1.72
遠 藤 邦 彦	238	1.61
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	215	1.45

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数第2位未満を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	遠 藤 良 三	昆山恩都照明有限公司 董事長
代表取締役社長	遠 藤 邦 彦	営業本部長 ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd.代表取締役会長
取 締 役	菊 池 一 郎	常務執行役員 海外本部長
取 締 役	中 村 嘉 宏	常務執行役員 管理本部長
取 締 役	菱 谷 清	常務執行役員 開発・品質・生産担当
取 締 役	馬 場 孝 夫	ティーベイション株式会社 代表取締役社長
取 締 役	坂 本 修	
常 勤 監 査 役	藤 田 和 男	
監 査 役	森 田 盛 人	
監 査 役	高 崎 秀 夫	
監 査 役	村 井 潤	村井法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役馬場孝夫及び坂本修の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役藤田和男、並びに監査役森田盛人及び村井潤の3氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役藤田和男氏は、経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	北 村 壽	営業本部 副本部長 兼 市場開発統括部長 兼 商環境営業統括部長
常 務 執 行 役 員	鍛冶谷 栄 司	営業本部 副本部長 兼 東京支店長
執 行 役 員	小 川 佳 洋	事業推進担当
執 行 役 員	三 沢 広 実	LED中央研究所長 兼 開発推進室長
執 行 役 員	鈴 木 晴 彦	営業本部 特機営業統括部長
執 行 役 員	奥 村 昌 之	営業本部 建築環境営業統括部長 兼 建築環境照明設計課長
執 行 役 員	細 井 秀 人	営業本部 九州支店長
執 行 役 員	増 村 俊 達	インテリア部長
執 行 役 員	杉 坂 真 志	イーシームズ株式会社 代表取締役社長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	7 名	126百万円（うち社外取締役 2 名 7 百万円）
監 査 役	4 名	26百万円（うち社外監査役 3 名 21 百万円）

- (注) 1. 上記報酬等の額には当事業年度において計上した役員賞与引当金繰入額14百万円が含まれております。
 2. 上記報酬等の額には当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額16百万円が含まれております。
 3. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額2百万円を支払っております。
 4. 取締役の報酬につきましては、基本報酬としての月例報酬と業務執行取締役を対象とする業績連動報酬としての役員賞与により構成しております。いずれも株主総会の決議により承認された限度額の範囲内において決定いたします。各取締役の報酬については、取締役会において一定の基準のもとに役位、職責、業績等を勘案して決定いたします。監査役の報酬につきましては、基本報酬のみとし、各監査役の報酬については株主総会の決議により承認された限度額の範囲内において監査役の協議により決定いたします。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ① 当社と、取締役馬場孝夫氏が兼職しておりますティーベ이션株式会社との間には、特別の関係はありません。
- ② 当社と、監査役村井潤氏が兼職しております村井法律事務所との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
取 締 役	馬 場 孝 夫	17回中17回	13回中4回 (注)	主に企業経営者として培った企業活動に関する幅広い見識と豊富な経験から、適宜発言を行っております。
取 締 役	坂 本 修	17回中17回	13回中4回 (注)	主に出身会社である金融機関及び製造業等を通じて培った幅広い見識と豊富な経験から、適宜発言を行っております。
常勤監査役	藤 田 和 男	17回中17回	13回中13回	主に出身会社である製造業において培った企業活動に関する見識と経理部門における豊富な経験から、適宜発言を行っております。
監 査 役	森 田 盛 人	17回中17回	13回中13回	主に出身会社である製造業において培った企業活動に関する見識と経理部門における豊富な経験から、適宜発言を行っております。
監 査 役	村 井 潤	17回中15回	13回中13回	主に弁護士としての幅広い知識や経験、また他社での社外監査役等の経験も有しており、法務の見地から、適宜発言を行っております。

(注) 取締役馬場孝夫及び坂本修の両氏は、社外取締役として監査役会との緊密な連携を図るため、四半期ごとに監査役会に出席した回数を含んでおります。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を聴取のうえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

3. 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月15日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、適宜これを改定しており、2017年3月15日開催の取締役会にて一部改定いたしました。
その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び執行役員並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役及び執行役員並びに使用人に法令、定款の遵守を周知徹底するとともに、「社員憲章」の輪読やコンプライアンス研修による啓蒙活動を行う。

内部監査室は、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、経営管理の方向性を示すことにより会社の組織的経営を側面から支援するとともに内部統制の信頼性を高めるよう努める。

また、コンプライアンス上の疑義のある行為等の社内報告体制として、内部通報制度を整備し、社内通報窓口とは別に弁護士への外部通報窓口も設けて、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。

各子会社は、法令等を遵守することはもとより自主的に定めた基準に従い業務を遂行する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他取締役の職務執行に係る情報を含んだ文書については、定款及び取締役会規則、文書管理規程等の社内規程に基づき適切に保存及び管理し、取締役、監査役及び内部監査室は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長が管理本部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、当社グループにおいて、災害等が発生した場合に備えて、規程及び基準の整備を行う等、必要に応じて適宜見直しを図る。

内部監査室は当社グループのリスク管理状況を監査し、その結果を当社代表取締役及び各子会社取締役 に報告する。

取締役会は定期的に当社グループのリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、重要事項の決定を行うと共に、経営計画、組織体制等の重要な経営課題を協議する。

業務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、代表取締役社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示、伝達し、執行役員は業務執行状況を報告する。

経営執行会議は、取締役及び執行役員で構成し、取締役会の意思決定が迅速かつ効率的に行われるよう、取締役会付議事項となる重要案件を事前に協議する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、当社から子会社に役員等を配置し、子会社を管理する。

当社と子会社は定期的に生産効率改善会議及び海外拠点レビュー等を行い、当社グループ各社の円滑な情報交換と効率的な事業運営を促進する。

監査役と内部監査室は、子会社の事業規模を勘案して定期的にグループ管理体制を監査し、必要に応じて当社代表取締役及び各子会社取締役 に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役の職務が実効的に行われるよう、専任の監査役スタッフを配置する。

監査役スタッフは監査役の職務を補助するものとし、指揮命令は監査役が行うものとする。監査役スタッフの人事及び評価については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び執行役員並びに使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款に違反する行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と決定事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告する。

また、報告を行った取締役及び執行役員並びに使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人に周知徹底する。

(8) 監査役職務の執行の費用の支払いの方針、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社グループの取締役会及び主要な会議に出席する。また、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人に説明を求めることができる。

また、監査役はその独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を構築し運用する。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、金融商品取引法その他の関係法令に基づき有効性を評価して、この体制の強化・充実を図る。内部監査室は会計監査人と連携して、財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価し、当社グループは不備があれば速やかに是正するとともに、取締役会等に報告する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固とした姿勢で臨むことを「倫理規程」に掲げ、関係排除に取り組む。反社会的勢力排除に向けた体制は、当社総務部を対応部署とし、事案により関係部署と協議のうえ、組織的に対応する。

また、警察、企業防衛協議会及び弁護士等との情報交換や各種研修への参加等により、外部専門機関との連携を強化する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの整備・運用をしております。当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、コンプライアンス体制に係る規程に基づき、取締役及び執行役員並びに使用人に法令、定款の遵守を周知徹底するとともに、「社員憲章」の輪読等による啓蒙活動を行っております。取締役会議事録等の取締役の職務執行に関する文書については、適切に保存及び管理しており、取締役、監査役及び内部監査室は、それらの情報を閲覧しております。内部通報制度の整備により、社内通報窓口や弁護士への外部通報窓口も設けて、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。

内部監査室は、当社グループの業務遂行、コンプライアンスの状況等を監査しております。

(2) 損失の危険に関する取組みの状況

当社は、管理本部長がリスク管理に関する総括責任者の任に就き、当社グループにおいて、災害等が発生した場合に備えて、規程及び基準の整備を行い、適宜見直しております。

各事業部門において自律的なマネジメントを実施し、重要な事項については、コンプライアンスリスク管理委員会へ報告を行い、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図っております。

内部監査室は、当社グループのリスク管理状況の監査を行い、その結果を当社代表取締役及び各子会社取締役へ報告し、取締役会は当社グループのリスク管理の問題点の把握と改善に努めております。

(3) 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの状況

当社グループは、取締役会で重要事項の決定と経営計画、組織体制等の経営課題を協議し、職務執行の効率化に努めております。

当社は、当事業年度において取締役会を17回開催した他、会社法及び定款の規定に基づく書面決議を3回実施いたしました。また、経営執行会議は、取締役及び執行役員で構成し、取締役会の意思決定が迅速かつ効率的に行われるよう12回開催し、取締役会付議事項となる重要案件を事前に協議いたしました。

代表取締役と社外取締役を委員とする指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問により、取締役会の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役の指名・報酬等について、審議した結果を取締役会に対して答申しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正を確保するための取組みの状況

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、当社から子会社に役員等を配置して、子会社を管理しています。当社と子会社は定期的に生産効率改善会議及び海外拠点レビュー等を行い、当社グループ各社の業務執行状況を監督しております。

監査役と内部監査室は、子会社の事業規模を勘案して定期的にグループ管理体制を監査し、必要に応じて当社代表取締役及び各子会社取締役へ報告しております。

(5) 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

当社の監査役は、社外監査役3名を含む4名で、監査役会を13回開催いたしました。監査役は、取締役等の職務執行を監査するため、当社グループの取締役会等の主要な会議に出席し、取締役会に付議する重要な事項と決定事項が法令及び社内規程に適合していることを確認しております。

また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとって、監査が実効的に行われるよう努めております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) 事業報告の金額表示（1株当たり当期純利益は除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。また、千株単位の株式数表示は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類)

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 2019年3月31日現在	前連結会計年度 (ご参考) 2018年3月31日現在
資 産 の 部		
流 動 資 産	26,764	26,899
現金及び預金	10,416	8,915
受取手形及び売掛金	6,546	6,798
商品及び製品	6,734	7,504
仕掛品	198	305
原材料及び貯蔵品	1,357	1,576
デリバティブ債権	—	32
その他	1,629	1,894
貸倒引当金	△118	△127
固 定 資 産	23,964	25,525
有形固定資産	17,821	18,837
建物及び構築物	5,473	5,949
機械装置及び運搬具	635	765
レンタル資産	7,012	7,092
土地	3,505	3,774
リース資産	464	446
建設仮勘定	276	312
その他	455	497
無形固定資産	3,276	3,667
ソフトウェア	285	344
のれん	2,812	3,223
その他	178	99
投資その他の資産	2,865	3,020
投資有価証券	175	280
退職給付に係る資産	42	—
繰延税金資産	758	809
その他	1,973	2,031
貸倒引当金	△84	△101
資産合計	50,728	52,424

科 目	当連結会計年度 2019年3月31日現在	前連結会計年度 (ご参考) 2018年3月31日現在
負 債 の 部		
流 動 負 債	14,968	16,545
支払手形及び買掛金	2,975	3,023
短期借入金	3,300	2,750
1年内償還予定の社債	140	140
1年内返済予定の長期借入金	5,284	6,840
リース債務	177	192
未払金	1,140	909
未払法人税等	164	467
賞与引当金	513	510
役員賞与引当金	73	59
製品保証引当金	646	903
その他	552	747
固 定 負 債	14,791	15,630
社債	70	210
長期借入金	12,003	12,977
リース債務	476	415
繰延税金負債	775	692
役員退職慰労引当金	461	445
退職給付に係る負債	162	180
その他	842	707
負債合計	29,760	32,175
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	21,069	19,163
資本金	5,155	5,155
資本剰余金	5,539	5,539
利益剰余金	10,374	8,468
自己株式	△0	△0
その他の包括利益累計額	△107	1,078
その他有価証券評価差額金	25	83
繰延ヘッジ損益	△5	△171
為替換算調整勘定	△100	1,201
退職給付に係る調整累計額	△27	△34
非支配株主持分	5	7
純資産合計	20,967	20,248
負債及び純資産合計	50,728	52,424

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 2018年4月1日から2019年3月31日まで	前連結会計年度(ご参考) 2017年4月1日から2018年3月31日まで
売 上 高	39,757	40,126
売 上 原 価	25,164	25,466
売 上 総 利 益	14,593	14,659
販売費及び一般管理費	11,834	12,133
営 業 利 益	2,758	2,526
営 業 外 収 益	983	721
受取利息及び配当金	114	77
賃貸収入	95	96
為替差益	675	485
その他	97	62
営 業 外 費 用	512	487
支払利息	189	207
売上割引	174	189
賃貸収入原価	48	55
その他	99	34
経 常 利 益	3,229	2,760
特 別 利 益	45	360
固定資産売却益	22	360
投資有価証券売却益	22	—
特 別 損 失	219	865
固定資産除売却損	30	28
減損損失	189	133
関係会社整理損	—	376
退職給付制度改定損	—	99
デリバティブ評価損	—	227
税金等調整前当期純利益	3,054	2,255
法人税、住民税及び事業税	546	850
法人税等調整額	159	79
当期純利益	2,348	1,326
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△0	0
親会社株主に帰属する当期純利益	2,349	1,326

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(計算書類)

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 2019年3月31日現在	前事業年度(ご参考) 2018年3月31日現在
資 産 の 部		
流 動 資 産	13,474	14,575
現金及び預金	3,391	2,589
受取手形	570	492
売掛金	3,144	3,400
商品及び製品	4,976	5,026
仕掛品	32	79
原材料及び貯蔵品	604	649
前渡金	223	80
短期貸付金	39	1,546
未収入金	298	474
デリバティブ債権	—	1
その他	198	726
貸倒引当金	△6	△492
固 定 資 産	18,516	19,031
有形固定資産	6,710	7,262
建物	3,081	3,282
構築物	41	50
機械及び装置	169	225
車両運搬具	1	3
工具器具備品	119	130
土地	3,291	3,561
リース資産	3	3
建設仮勘定	1	4
無形固定資産	302	271
ソフトウェア	205	262
その他	97	8
投資その他の資産	11,504	11,497
投資有価証券	152	251
関係会社株式	7,943	7,943
関係会社出資金	1,229	1,229
長期貸付金	442	233
前払年金費用	82	7
その他	1,876	1,933
貸倒引当金	△221	△101
資産合計	31,991	33,606

科 目	当事業年度 2019年3月31日現在	前事業年度(ご参考) 2018年3月31日現在
負 債 の 部		
流 動 負 債	10,345	11,184
支払手形	620	740
買掛金	1,564	1,797
短期借入金	2,900	2,450
1年内償還予定の社債	140	140
1年内返済予定の長期借入金	3,097	3,826
リース債務	0	0
未払金	737	522
未払法人税等	87	79
賞与引当金	330	309
役員賞与引当金	14	22
製品保証引当金	632	874
その他	219	422
固 定 負 債	8,915	9,732
社債	70	210
長期借入金	8,156	8,834
リース債務	2	3
役員退職慰労引当金	461	445
繰延税金負債	46	36
その他	178	203
負債合計	19,261	20,917
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	12,692	12,783
資 本 金	5,155	5,155
資本剰余金	5,539	5,539
資本準備金	3,795	3,795
その他資本剰余金	1,743	1,743
利益剰余金	1,997	2,089
利益準備金	21	21
その他利益剰余金	1,976	2,068
繰越利益剰余金	1,976	2,068
自己株式	△0	△0
評価・換算差額等	37	△95
その他有価証券評価差額金	22	76
繰延ヘッジ損益	14	△171
純資産合計	12,729	12,688
負債及び純資産合計	31,991	33,606

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 2018年4月1日から2019年3月31日まで	前事業年度(ご参考) 2017年4月1日から2018年3月31日まで
売 上 高	22,605	24,247
売 上 原 価	14,496	15,688
売 上 総 利 益	8,109	8,559
販売費及び一般管理費	7,750	8,069
営 業 利 益	359	490
営 業 外 収 益	662	366
受取利息及び配当金	44	63
賃貸収入	102	102
為替差益	334	—
その他	181	200
営 業 外 費 用	431	416
支払利息	118	130
売上割引	173	187
貸倒引当金繰入額	54	9
賃貸収入原価	48	55
その他	37	34
経 常 利 益	589	440
特 別 利 益	30	61
固定資産売却益	7	0
投資有価証券売却益	22	—
デリバティブ評価益	—	61
特 別 損 失	187	124
固定資産除売却損	7	24
減損損失	179	—
退職給付制度改定損	—	99
税引前当期純利益	432	376
法人税、住民税及び事業税	58	70
法人税等調整額	22	172
当 期 純 利 益	351	133

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(監査報告書)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 遠 藤 照 明
取締役会 御 中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 高 木 勇 ⑤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康 ⑤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社遠藤照明の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社遠藤照明及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 遠 藤 照 明
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高 木 勇 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社遠藤照明の2018年4月1日から2019年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、今後とも継続して内部統制システムの整備と充実に取り組み、当社グループの体制強化を図ることが重要であると考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

株式会社 遠 藤 照 明 監査役会

常勤社外監査役	藤 田 和 男	㊟
社外監査役	森 田 盛 人	㊟
監 査 役	高 崎 秀 夫	㊟
社外監査役	村 井 潤	㊟

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会 会場 ご案内図

会場

大阪府大阪市中央区
備後町一丁目7番3号
ENDO堺筋ビル
2階会議室

[電話]
06-6267-7095



交通のご案内

地下鉄 堺筋線・中央線「堺筋本町駅」

12番出口 徒歩約1分

お願い

当会場では、駐車場・駐輪場のご用意ができませんので、公共交通機関等をご利用ください。

株式会社 遠藤照明

<https://www.endo-lighting.co.jp/>



この招集ご通知は、環境に配慮し、植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。